

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		—	—	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担額(A)} \\
 14,266,772 \\
 \hline
 \text{将来負担比率} = \frac{\quad}{\quad} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \Delta 5,117,171}{\text{標準財政規模(C)} \quad 8,768,098} = \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 19,383,943 \\
 \hline
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 814,334 \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \Delta 5,117,171 \\
 \hline
 \text{標準財政規模(C)} \\
 8,768,098 \\
 \hline
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 814,334 \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 7,953,764 \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \Delta 5,117,171 \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 7,953,764 \\
 \hline
 \text{将来負担比率} \\
 \text{—}
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	11,489,146	—	11,045,263	▲ 3.9	10,902,320	▲ 1.3	10,985,153	0.8
②債務負担行為	—	16,145	—	3,999	▲ 75.2	888	▲ 77.8	0	皆減
③公営企業債等繰入見込額	—	446,230	—	670,421	50.2	448,406	▲ 33.1	415,279	▲ 7.4
④組合等負担等見込額	—	554,601	—	508,127	▲ 8.4	462,274	▲ 9.0	415,974	▲ 10.0
⑤退職手当負担見込額	—	2,779,458	—	2,722,619	▲ 2.0	2,705,687	▲ 0.6	2,450,366	▲ 9.4
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>—</b>	<b>15,285,580</b>	<b>—</b>	<b>14,950,429</b>	<b>▲ 2.2</b>	<b>14,519,575</b>	<b>▲ 2.9</b>	<b>14,266,772</b>	<b>▲ 1.7</b>

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	9,358,216	—	9,334,495	▲ 0.3	8,993,678	▲ 3.7	8,937,252	▲ 0.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	70,408	—	44,123	▲ 37.3	36,128	▲ 18.1	33,759	▲ 6.6
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	8,725,246	—	9,786,751	12.2	10,072,767	2.9	10,412,932	3.4
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>—</b>	<b>18,153,870</b>	<b>—</b>	<b>19,165,369</b>	<b>5.6</b>	<b>19,102,573</b>	<b>▲ 0.3</b>	<b>19,383,943</b>	<b>1.5</b>

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	▲ 2,868,290	—	▲ 4,214,940		▲ 4,582,998		▲ 5,117,171	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

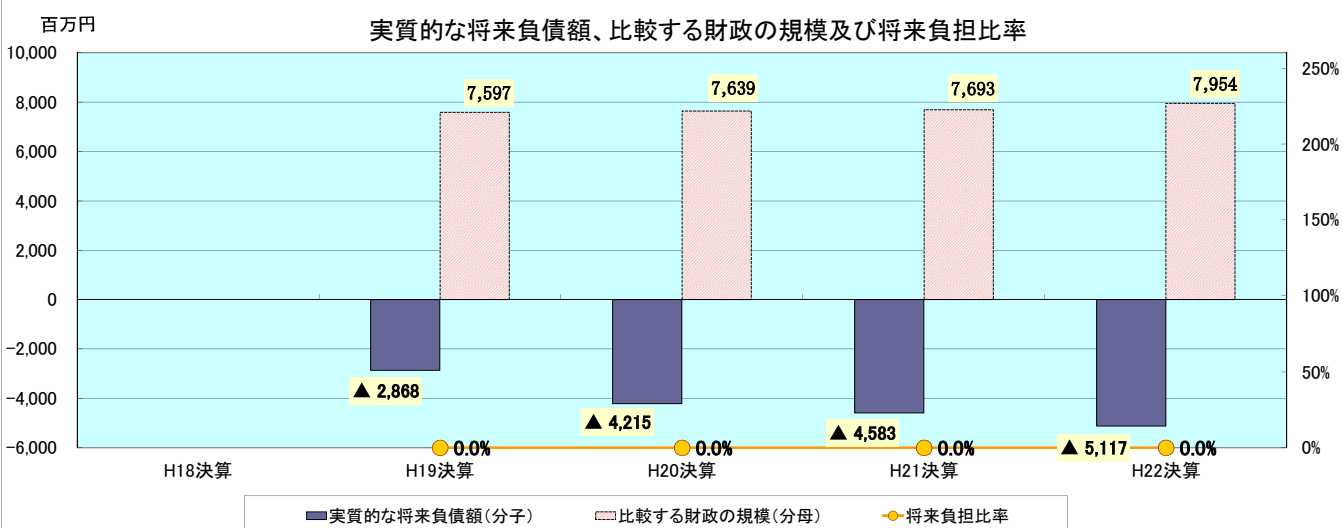
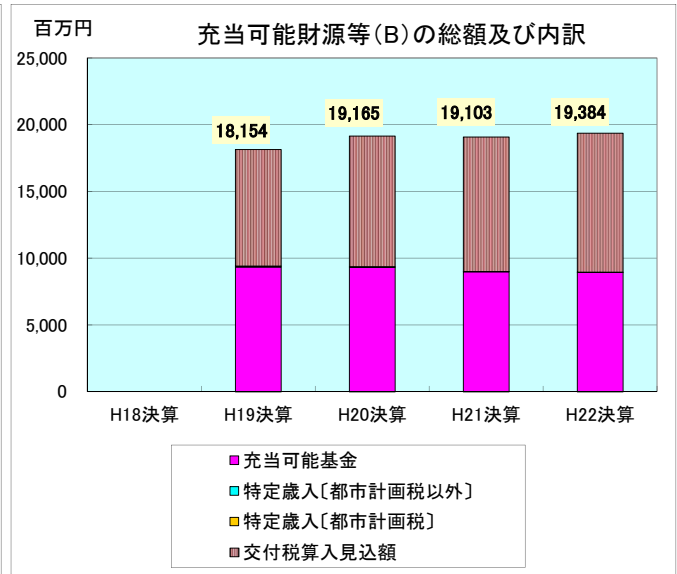
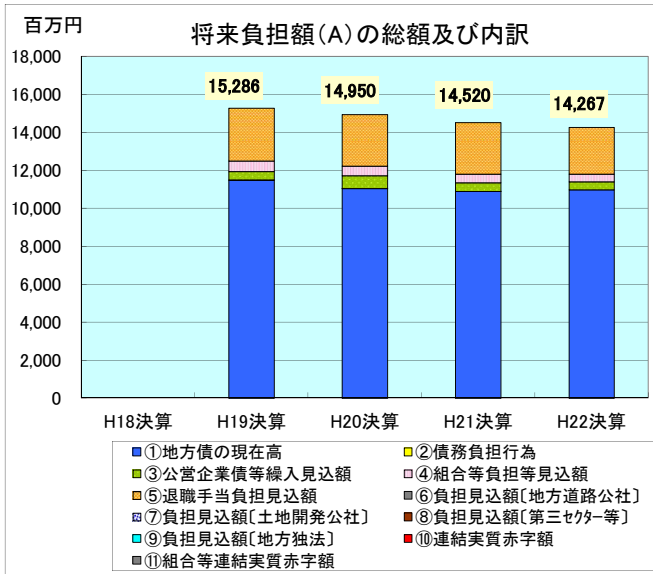
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	8,403,139	—	8,449,326	0.5	8,470,284	0.2	<b>8,768,098</b>	3.5
算入公債費等の額(D)	—	806,082	—	810,039	0.5	777,745	▲ 4.0	<b>814,334</b>	4.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>7,597,057</b>	—	<b>7,639,287</b>	0.6	<b>7,692,539</b>	0.7	<b>7,953,764</b>	3.4

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			93.0%	95.2%	92.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 18,017,718}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,871,543} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 13,503,375}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 938,897} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 4,514,343}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,932,646} = 76.0\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	11,503,085	-	10,846,046	▲ 5.7	10,503,712	▲ 3.2	10,241,568	▲ 2.5
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	5,582,266	-	6,082,915	9.0	5,956,868	▲ 2.1	5,928,094	▲ 0.5
④組合等負担等見込額	-	864,903	-	1,108,885	28.2	1,171,757	5.7	1,051,722	▲ 10.2
⑤退職手当負担見込額	-	730,389	-	704,127	▲ 3.6	610,020	▲ 13.4	392,576	▲ 35.6
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	585,157	-	530,235	▲ 9.4	539,963	1.8	403,758	▲ 25.2
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	19,265,800	-	19,272,208	0.0	18,782,320	▲ 2.5	18,017,718	▲ 4.1

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,968,048	-	1,753,110	▲ 10.9	1,358,600	▲ 22.5	1,378,355	1.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	201,891	-	184,001	▲ 8.9	232,062	26.1	188,064	▲ 19.0
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	11,763,886	-	11,843,997	0.7	11,797,578	▲ 0.4	11,936,956	1.2
充当可能財源等(B)	-	13,933,825	-	13,781,108	▲ 1.1	13,388,240	▲ 2.9	13,503,375	0.9

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	5,331,975	-	5,491,100	3.0	5,394,080	▲ 1.8	4,514,343	▲ 16.3

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

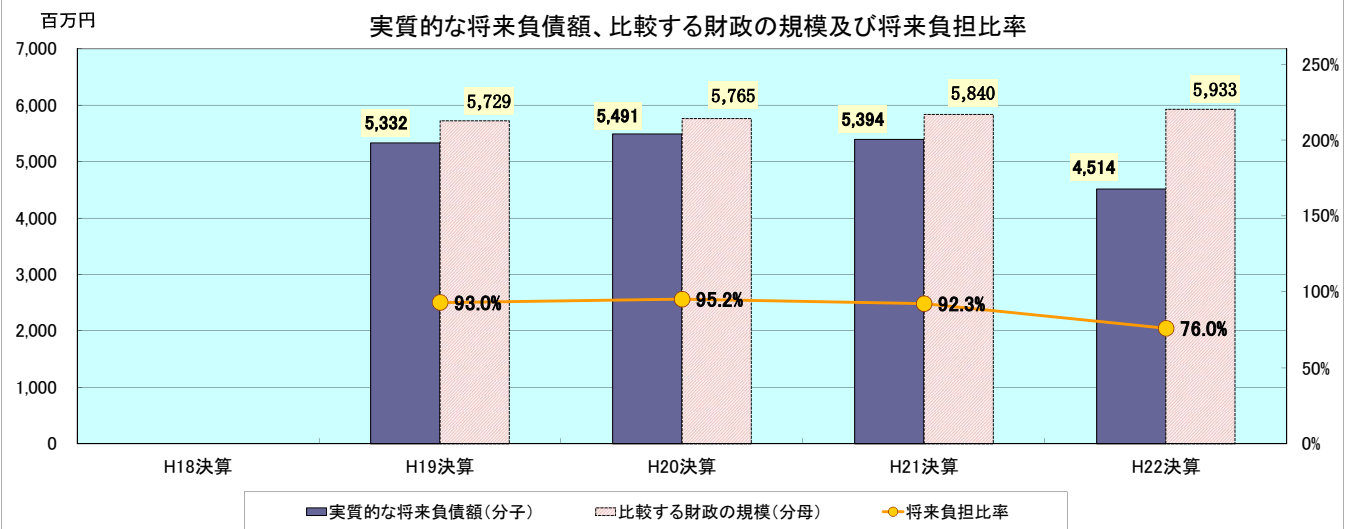
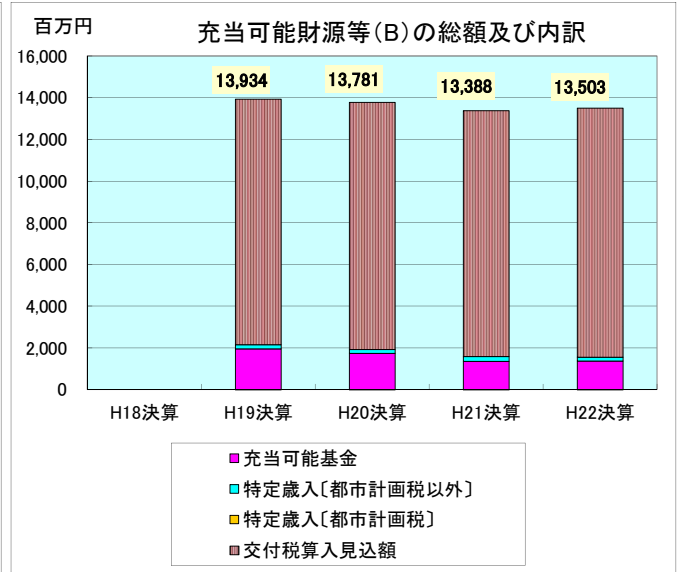
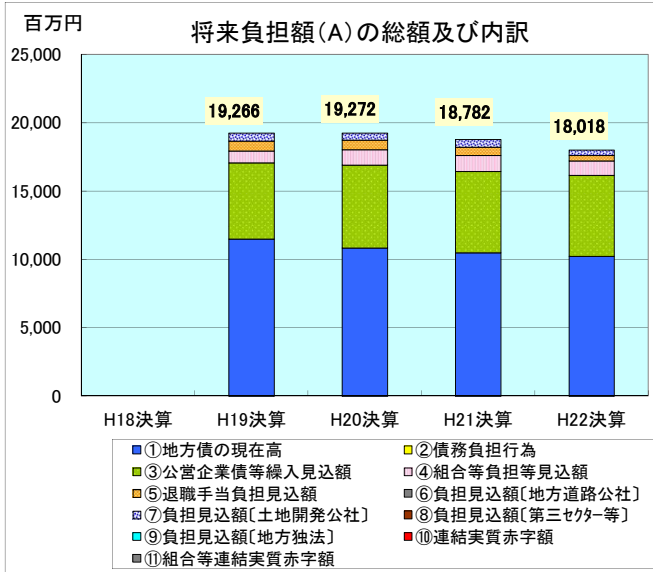
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	6,791,996	—	6,719,888	▲1.1	6,762,660	0.6	<b>6,871,543</b>	1.6
算入公債費等の額(D)	—	1,063,383	—	954,578	▲10.2	922,965	▲3.3	<b>938,897</b>	1.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>5,728,613</b>	—	<b>5,765,310</b>	0.6	<b>5,839,695</b>	1.3	<b>5,932,646</b>	1.6

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			72.2%	59.4%	55.4%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 18,481,043 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 15,516,918}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,411,417 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,257,030} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 2,964,125}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,154,387} = 57.5\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	12,056,051	-	11,325,087	▲ 6.1	10,768,822	▲ 4.9	10,574,377	▲ 1.8
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	4,673,524	-	5,199,383	11.3	5,072,523	▲ 2.4	5,143,300	1.4
④組合等負担等見込額	-	2,834,294	-	2,549,269	▲ 10.1	2,199,270	▲ 13.7	2,114,341	▲ 3.9
⑤退職手当負担見込額	-	733,965	-	752,327	2.5	694,777	▲ 7.6	649,025	▲ 6.6
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	20,297,834	-	19,826,066	▲ 2.3	18,735,392	▲ 5.5	18,481,043	▲ 1.4

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	3,564,986	-	3,456,003	▲ 3.1	3,129,481	▲ 9.4	3,026,706	▲ 3.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	627,112	-	684,947	9.2	654,441	▲ 4.5	617,956	▲ 5.6
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	12,606,227	-	12,767,690	1.3	12,181,744	▲ 4.6	11,872,256	▲ 2.5
充当可能財源等(B)	-	16,798,325	-	16,908,640	0.7	15,965,666	▲ 5.6	15,516,918	▲ 2.8

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,499,509	-	2,917,426	▲ 16.6	2,769,726	▲ 5.1	2,964,125	7.0

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

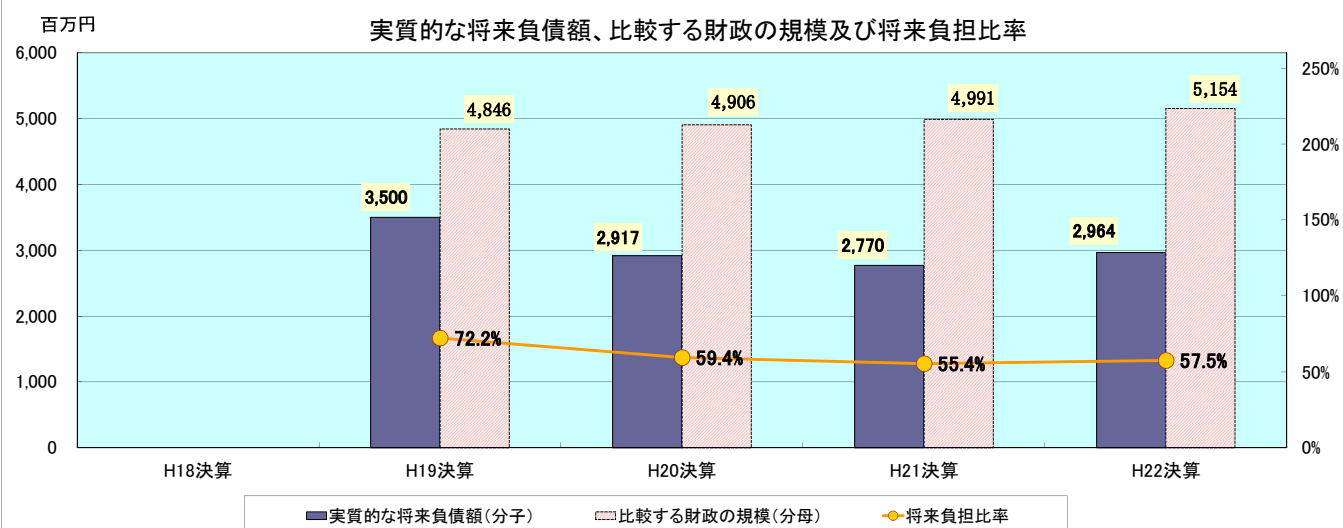
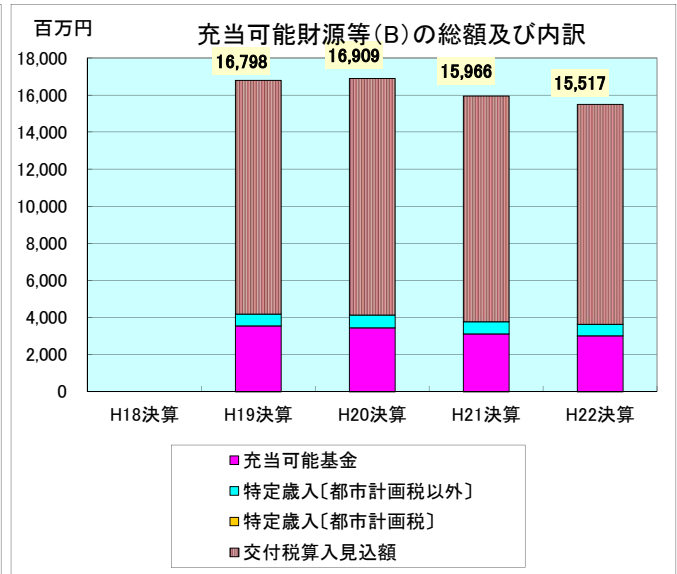
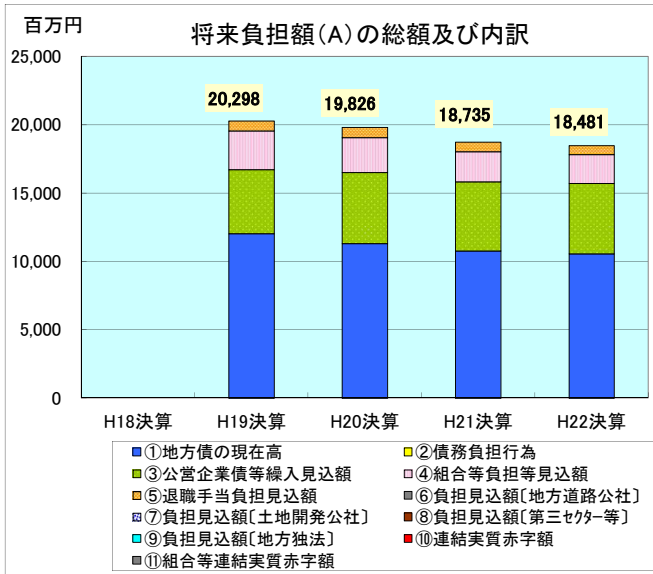
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	6,104,261	—	6,207,848	1.7	6,263,202	0.9	<b>6,411,417</b>	2.4
算入公債費等の額(D)	—	1,258,738	—	1,302,306	3.5	1,271,938	▲2.3	<b>1,257,030</b>	▲1.2

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>4,845,523</b>	—	<b>4,905,542</b>	1.2	<b>4,991,264</b>	1.7	<b>5,154,387</b>	3.3

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			50.0%	58.7%	58.5%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 19,076,896}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,501,407} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 15,529,921}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 806,327} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 3,546,975}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,695,080} = 52.9\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	8,719,012	-	8,582,354	▲ 1.6	8,622,964	0.5	8,910,875	3.3
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	6,925,166	-	7,420,371	7.2	7,783,429	4.9	7,849,373	0.8
④組合等負担等見込額	-	687,009	-	932,601	35.7	997,727	7.0	890,501	▲ 10.7
⑤退職手当負担見込額	-	1,211,093	-	1,128,460	▲ 6.8	1,138,803	0.9	1,426,147	25.2
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	545,372	-	472,684	▲ 13.3	223,458	▲ 52.7	0	皆減
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	18,087,652	-	18,536,470	2.5	18,766,381	1.2	19,076,896	1.7

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,862,613	-	2,862,318	0.0	2,867,744	0.2	2,986,041	4.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	23,474	-	21,507	▲ 8.4	18,800	▲ 12.6	15,615	▲ 16.9
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	12,009,170	-	11,900,596	▲ 0.9	12,073,550	1.5	12,528,265	3.8
充当可能財源等(B)	-	14,895,257	-	14,784,421	▲ 0.7	14,960,094	1.2	15,529,921	3.8

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,192,395	-	3,752,049	17.5	3,806,287	1.4	3,546,975	▲ 6.8

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

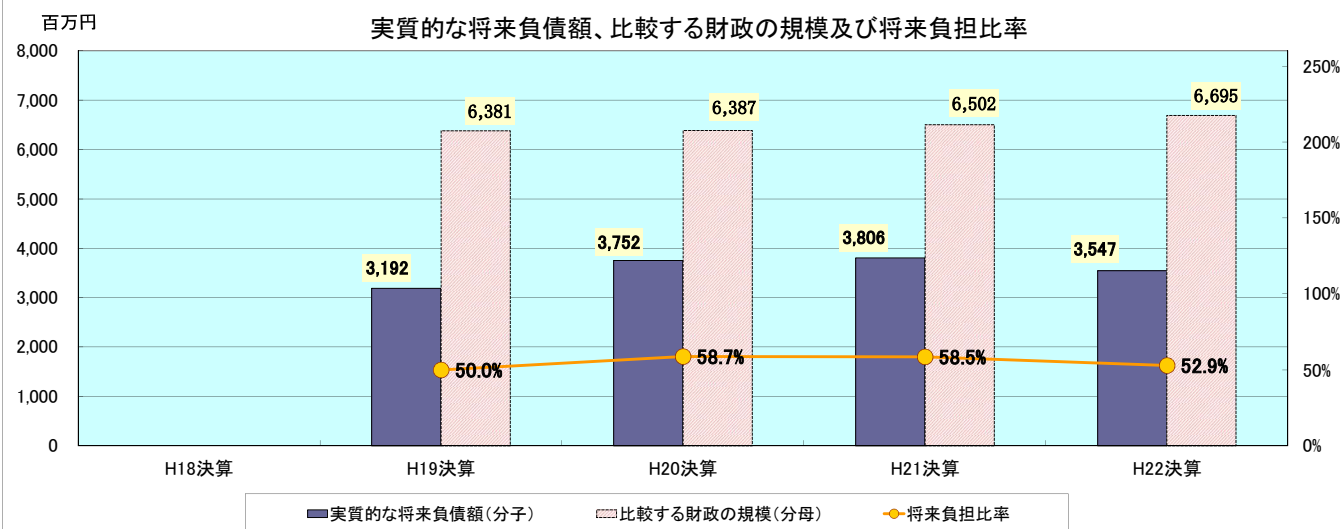
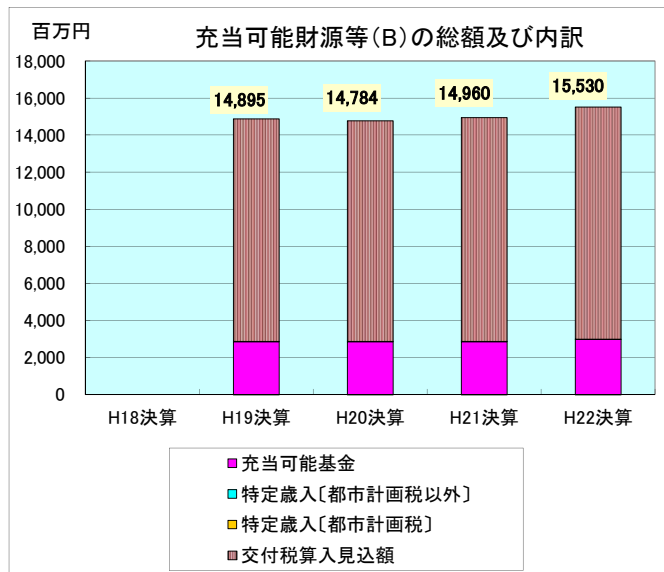
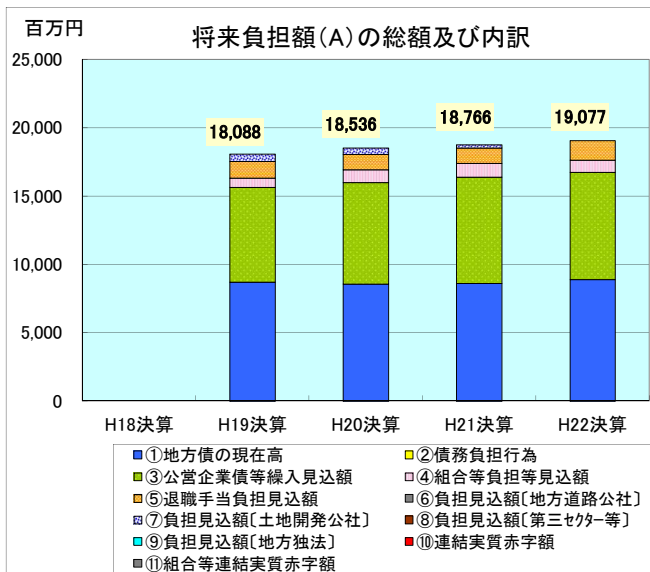
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	7,158,694	—	7,192,723	0.5	7,304,657	1.6	<b>7,501,407</b>	2.7
算入公債費等の額(D)	—	777,597	—	805,757	3.6	802,612	▲0.4	<b>806,327</b>	0.5

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>6,381,097</b>	—	<b>6,386,966</b>	0.1	<b>6,502,045</b>	1.8	<b>6,695,080</b>	3.0

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額



## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			105.1%	87.3%	76.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 13,868,037}{\text{標準財政規模(C)} \quad 5,085,486} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 11,300,063}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 715,544} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 2,567,974}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,369,942} = 58.7\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	6,826,478	-	6,386,531	▲ 6.4	6,143,452	▲ 3.8	6,024,018	▲ 1.9
②債務負担行為	-	15,863	-	13,597	▲ 14.3	11,331	▲ 16.7	9,065	▲ 20.0
③公営企業債等繰入見込額	-	5,115,299	-	5,233,646	2.3	5,246,232	0.2	5,225,666	▲ 0.4
④組合等負担等見込額	-	2,315,320	-	2,081,929	▲ 10.1	1,891,009	▲ 9.2	1,609,198	▲ 14.9
⑤退職手当負担見込額	-	808,805	-	945,793	16.9	968,829	2.4	1,000,090	3.2
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	15,081,765	-	14,661,496	▲ 2.8	14,260,853	▲ 2.7	13,868,037	▲ 2.8

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,094,284	-	2,032,240	▲ 3.0	2,174,448	7.0	2,449,042	12.6
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	0	-	544,635	皆増	478,674	▲ 12.1	412,247	▲ 13.9
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	8,616,662	-	8,436,786	▲ 2.1	8,375,648	▲ 0.7	8,438,774	0.8
充当可能財源等(B)	-	10,710,946	-	11,013,661	2.8	11,028,770	0.1	11,300,063	2.5

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	4,370,819	-	3,647,835	▲ 16.5	3,232,083	▲ 11.4	2,567,974	▲ 20.5

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

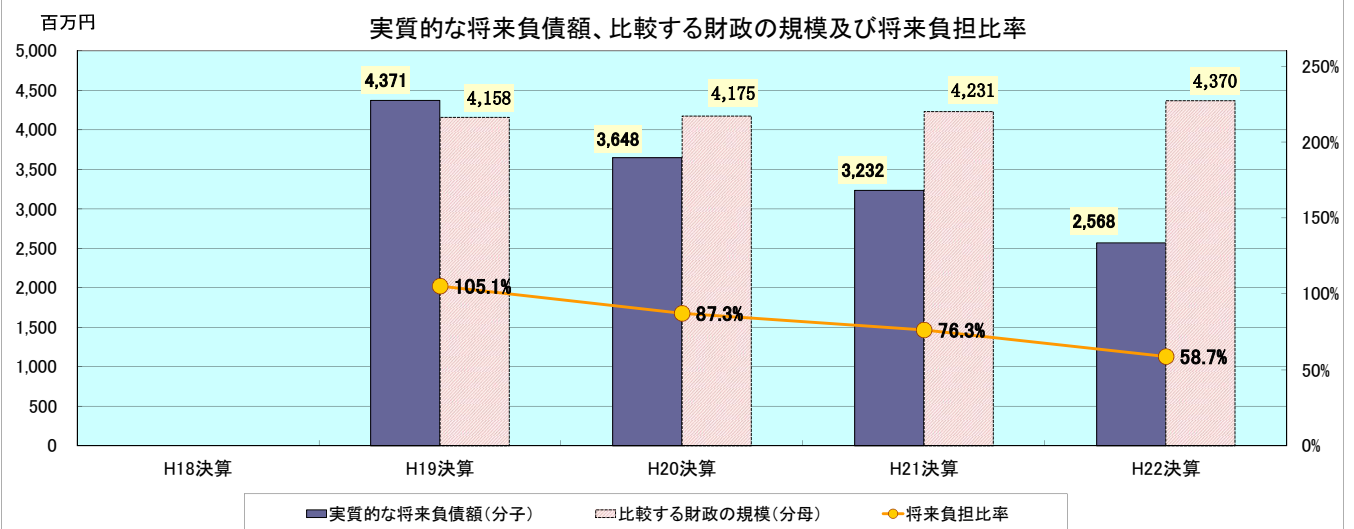
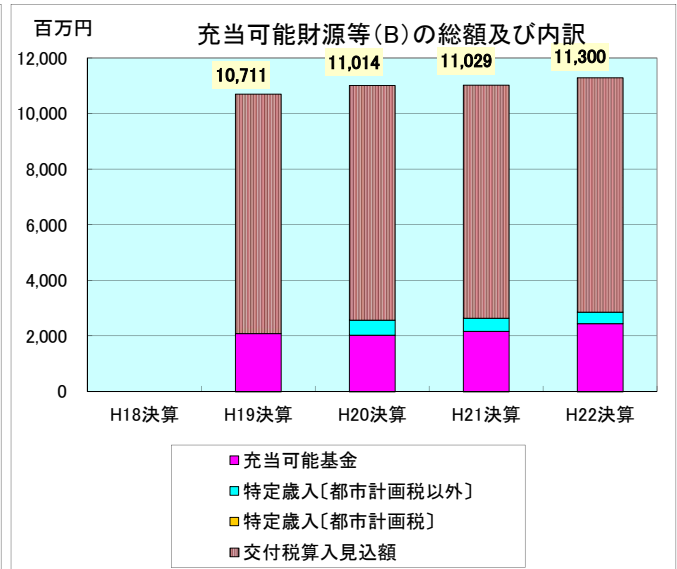
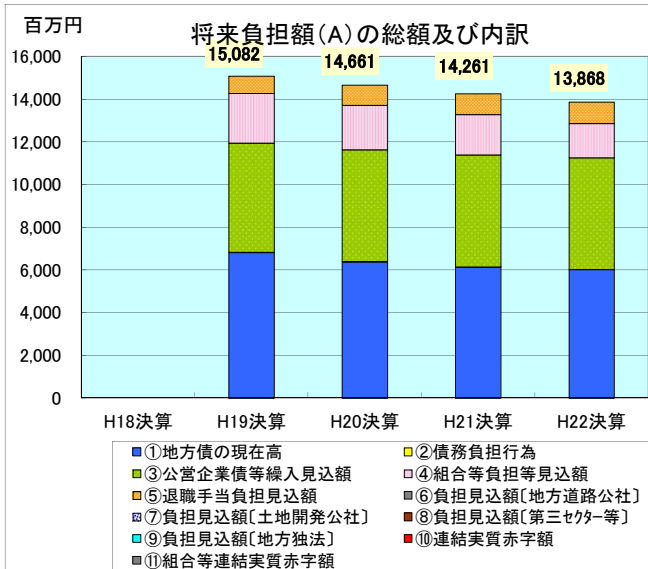
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	-	4,905,054	-	4,901,646	▲ 0.1	4,941,941	0.8	<b>5,085,486</b>	2.9
算入公債費等の額(D)	-	746,865	-	727,036	▲ 2.7	710,772	▲ 2.2	<b>715,544</b>	0.7

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	-	<b>4,158,189</b>	-	<b>4,174,610</b>	0.4	<b>4,231,169</b>	1.4	<b>4,369,942</b>	3.3

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			83.7%	88.9%	95.6%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 14,155,286 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 10,587,275}{\text{標準財政規模(C)} \quad 5,147,949 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 725,195} \\
 = \\
 \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 3,568,011}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,422,754} \\
 = \\
 80.6\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	7,689,714	-	7,417,326	▲ 3.5	7,674,561	3.5	7,675,344	0.0
②債務負担行為	-	12,515	-	11,552	▲ 7.7	10,589	▲ 8.3	9,627	▲ 9.1
③公営企業債等繰入見込額	-	2,812,610	-	3,513,649	24.9	3,949,799	12.4	3,942,125	▲ 0.2
④組合等負担等見込額	-	2,338,257	-	2,139,391	▲ 8.5	1,932,982	▲ 9.6	1,703,332	▲ 11.9
⑤退職手当負担見込額	-	1,039,797	-	550,038	▲ 47.1	623,680	13.4	591,729	▲ 5.1
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	434,240	-	405,684	▲ 6.6	255,609	▲ 37.0	233,129	▲ 8.8
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	-	-	0	皆減	0		0	
将来負担額(A)	-	14,327,133	-	14,037,640	▲ 2.0	14,447,220	2.9	14,155,286	▲ 2.0

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	3,610,042	-	2,758,390	▲ 23.6	2,477,193	▲ 10.2	2,534,576	2.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	6,054	-	4,018	▲ 33.6	1,290	▲ 67.9	880	▲ 31.8
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	7,222,904	-	7,573,681	4.9	7,936,392	4.8	8,051,819	1.5
充当可能財源等(B)	-	10,839,000	-	10,336,089	▲ 4.6	10,414,875	0.8	10,587,275	1.7

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,488,133	-	3,701,551	6.1	4,032,345	8.9	3,568,011	▲ 11.5

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

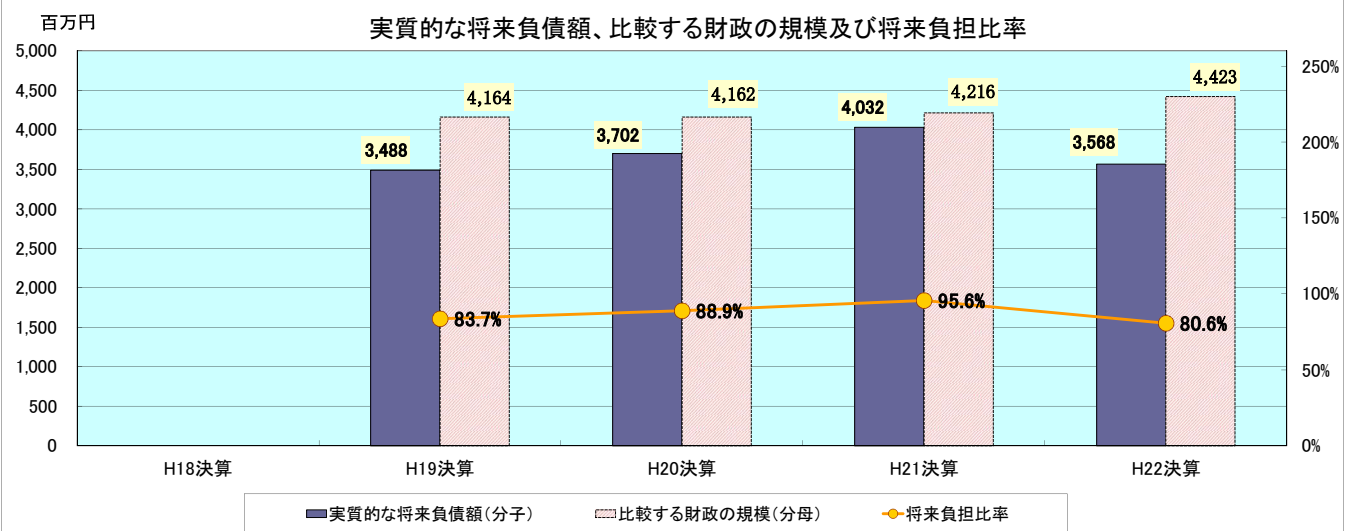
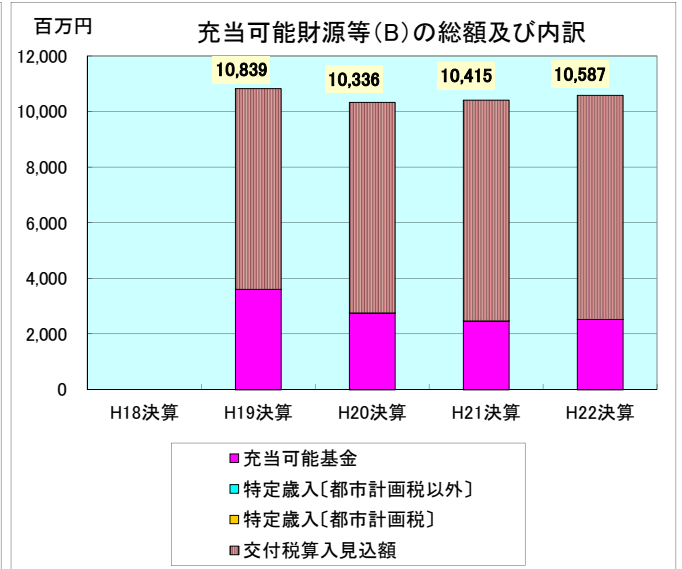
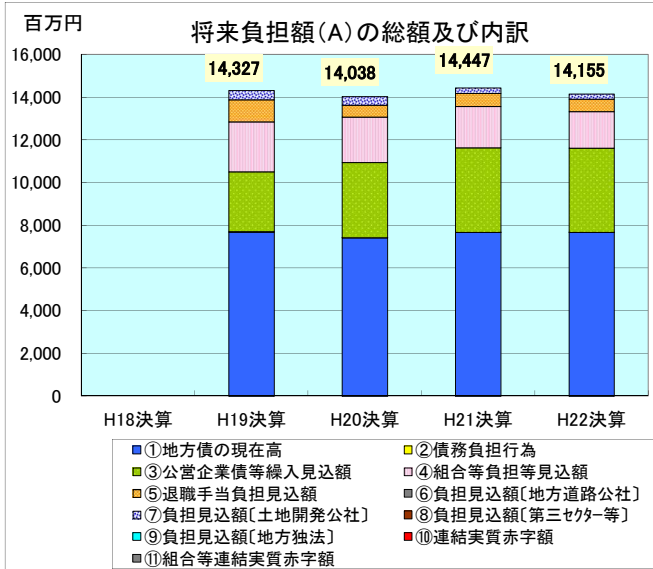
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	4,825,163	—	4,847,427	0.5	4,920,057	1.5	<b>5,147,949</b>	4.6
算入公債費等の額(D)	—	661,257	—	685,405	3.7	704,400	2.8	<b>725,195</b>	3.0

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>4,163,906</b>	—	<b>4,162,022</b>	0.0	<b>4,215,657</b>	1.3	<b>4,422,754</b>	4.9

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			214.8%	198.5%	166.1%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 9,373,541 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 6,647,432}{\text{標準財政規模(C)} \quad 2,678,732 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 347,381} \\
 = \\
 \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 2,726,109}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,331,351} \\
 = \\
 116.9\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	3,046,079	-	2,936,013	▲ 3.6	2,925,194	▲ 0.4	3,051,362	4.3
②債務負担行為	-	514,481	-	126,742	▲ 75.4	118,002	▲ 6.9	109,263	▲ 7.4
③公営企業債等繰入見込額	-	3,933,362	-	4,052,603	3.0	3,928,339	▲ 3.1	3,824,623	▲ 2.6
④組合等負担等見込額	-	184,322	-	174,539	▲ 5.3	139,529	▲ 20.1	152,838	9.5
⑤退職手当負担見込額	-	388,932	-	405,514	4.3	365,784	▲ 9.8	283,182	▲ 22.6
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	2,480,309	-	2,311,921	▲ 6.8	2,256,889	▲ 2.4	1,952,273	▲ 13.5
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	10,547,485	-	10,007,332	▲ 5.1	9,733,737	▲ 2.7	9,373,541	▲ 3.7

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,294,781	-	1,130,982	▲ 12.7	1,383,677	22.3	1,934,338	39.8
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	85,056	-	103,047	21.2	141,738	37.5	131,953	▲ 6.9
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	4,537,427	-	4,416,091	▲ 2.7	4,470,066	1.2	4,581,141	2.5
充当可能財源等(B)	-	5,917,264	-	5,650,120	▲ 4.5	5,995,481	6.1	6,647,432	10.9

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	4,630,221	-	4,357,212	▲ 5.9	3,738,256	▲ 14.2	2,726,109	▲ 27.1

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

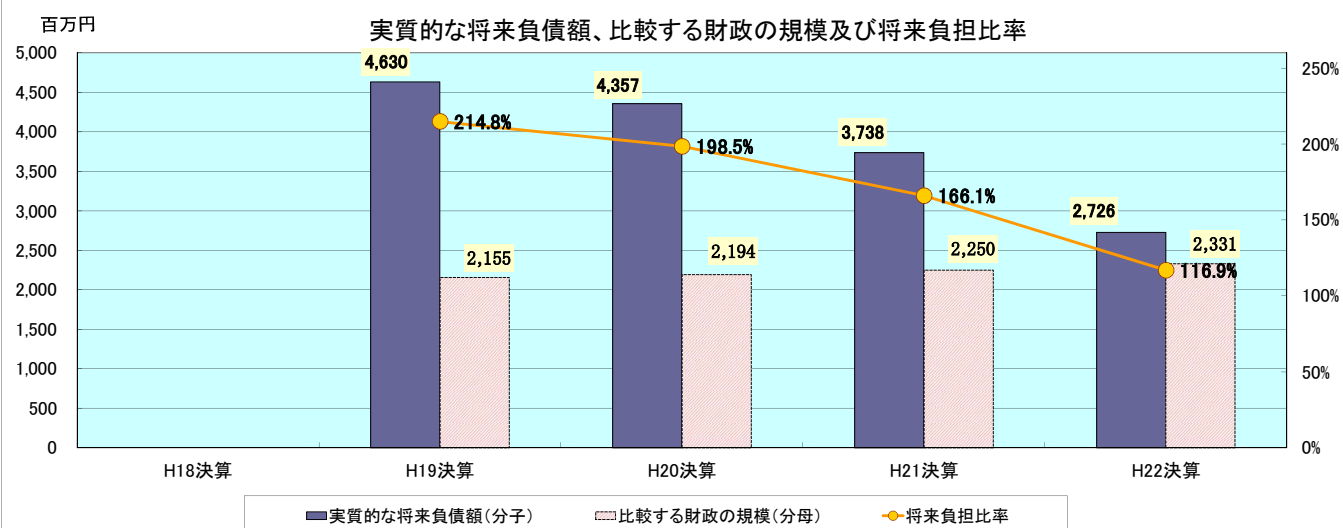
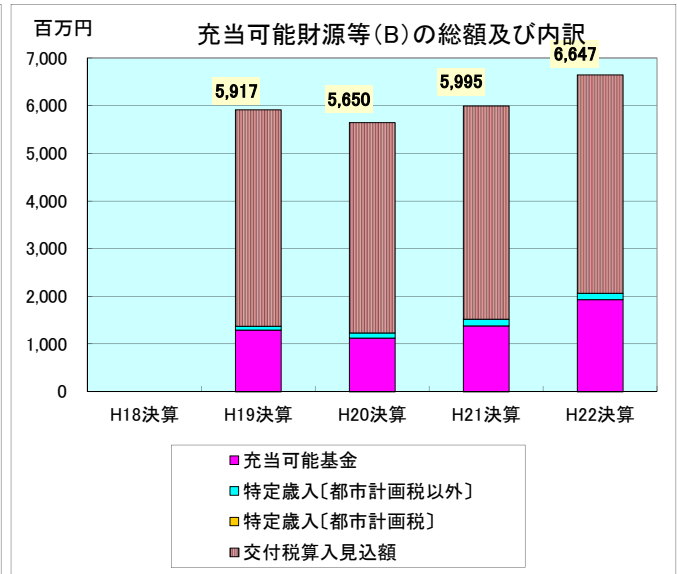
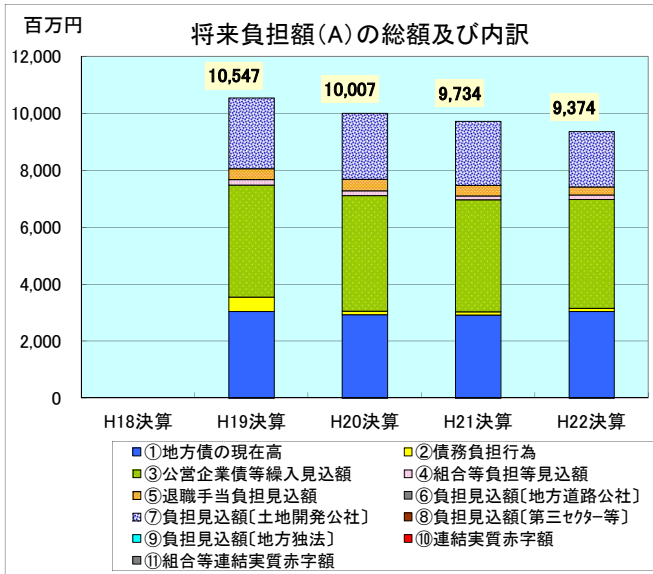
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	2,511,659	—	2,551,883	1.6	2,601,207	1.9	<b>2,678,732</b>	3.0
算入公債費等の額(D)	—	356,663	—	357,822	0.3	350,914	▲1.9	<b>347,381</b>	▲1.0

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>2,154,996</b>	—	<b>2,194,061</b>	1.8	<b>2,250,293</b>	2.6	<b>2,331,351</b>	3.6

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			156.4%	148.8%	121.1%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 24,001,603 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 17,837,357}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,987,444 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,173,512} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 6,164,246}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,813,932} = 90.4\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	13,419,253	-	12,275,769	▲ 8.5	11,461,098	▲ 6.6	11,027,208	▲ 3.8
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	9,866,527	-	10,724,257	8.7	9,875,597	▲ 7.9	8,879,694	▲ 10.1
④組合等負担等見込額	-	3,377,281	-	2,271,756	▲ 32.7	1,947,099	▲ 14.3	1,763,280	▲ 9.4
⑤退職手当負担見込額	-	250,302	-	292,870	17.0	221,754	▲ 24.3	395,019	78.1
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	1,928,861	-	1,930,049	0.1	1,931,118	0.1	1,936,402	0.3
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	28,842,224	-	27,494,701	▲ 4.7	25,436,666	▲ 7.5	24,001,603	▲ 5.6

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	2,951,610	-	2,696,125	▲ 8.7	2,633,697	▲ 2.3	2,776,860	5.4
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	888,239	-	930,036	4.7	794,562	▲ 14.6	678,431	▲ 14.6
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	15,149,957	-	14,376,800	▲ 5.1	14,134,085	▲ 1.7	14,382,066	1.8
充当可能財源等(B)	-	18,989,806	-	18,002,961	▲ 5.2	17,562,344	▲ 2.4	17,837,357	1.6

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	9,852,418	-	9,491,740	▲ 3.7	7,874,322	▲ 17.0	6,164,246	▲ 21.7

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

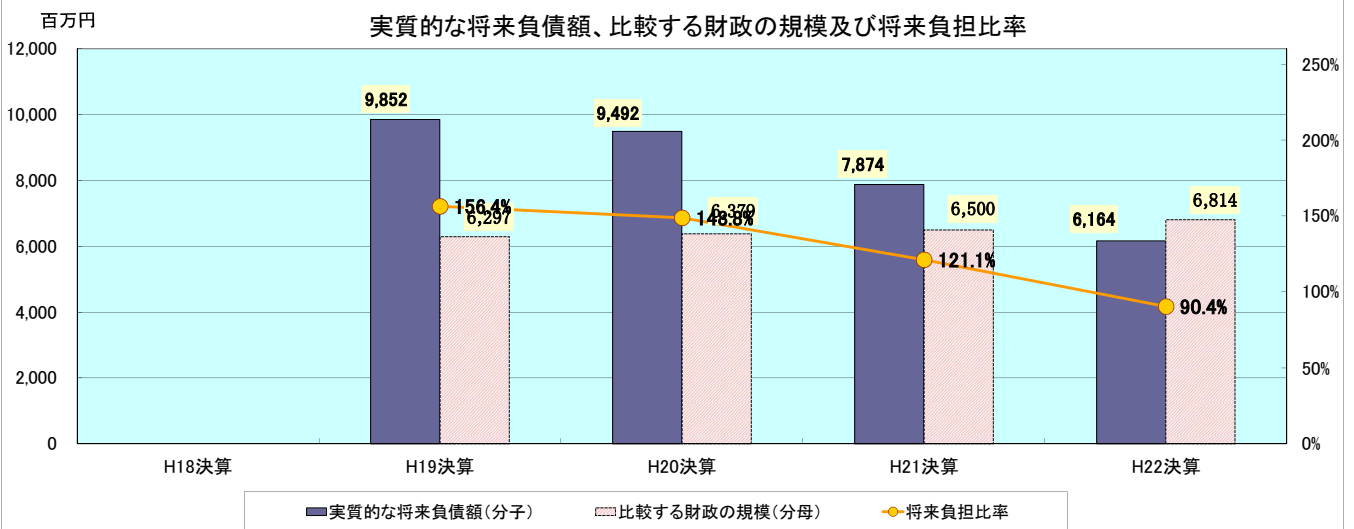
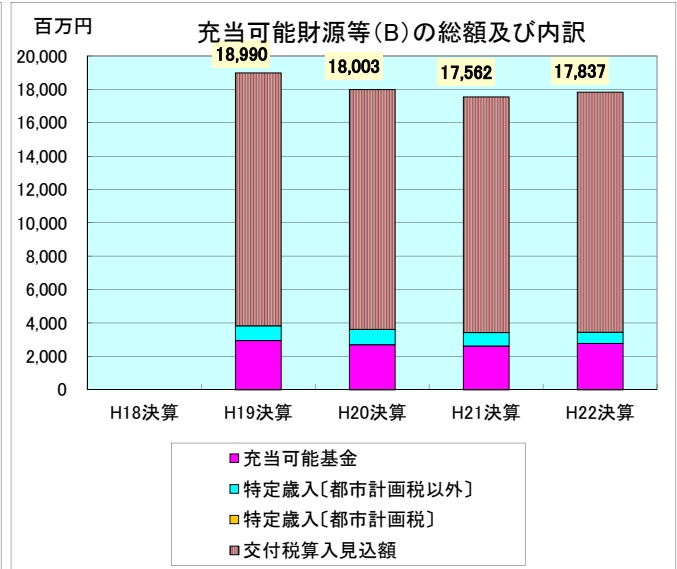
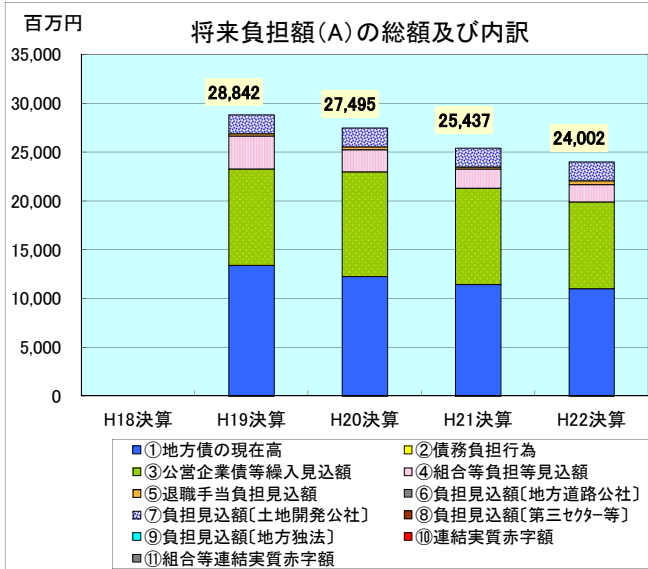
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	7,678,836	—	7,699,466	0.3	7,731,787	0.4	<b>7,987,444</b>	3.3
算入公債費等の額(D)	—	1,381,597	—	1,320,692	▲ 4.4	1,232,114	▲ 6.7	<b>1,173,512</b>	▲ 4.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>6,297,239</b>	—	<b>6,378,774</b>	1.3	<b>6,499,673</b>	1.9	<b>6,813,932</b>	4.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額



## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			—	—	9.0%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \\
 10,058,863 \\
 - \\
 \text{標準財政規模(C)} \\
 3,674,156 \\
 \hline
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 10,551,016 \\
 - \\
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 486,805 \\
 \hline
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \blacktriangle 492,153 \\
 \hline
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 3,187,351 \\
 \hline
 = \\
 \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	8,480,723	—	8,849,184	4.3	9,163,844	3.6	6,690,449	▲ 27.0
②債務負担行為	—	0	—	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	—	2,487,090	—	2,176,584	▲ 12.5	1,997,175	▲ 8.2	2,041,252	2.2
④組合等負担等見込額	—	512,276	—	484,395	▲ 5.4	445,490	▲ 8.0	400,927	▲ 10.0
⑤退職手当負担見込額	—	1,434,417	—	1,368,442	▲ 4.6	1,156,853	▲ 15.5	926,235	▲ 19.9
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	12,914,506	—	12,878,605	▲ 0.3	12,763,362	▲ 0.9	10,058,863	▲ 21.2

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	4,809,754	—	4,980,766	3.6	4,618,304	▲ 7.3	4,051,724	▲ 12.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	3,376,626	—	2,773,814	▲ 17.9	2,671,452	▲ 3.7	737,845	▲ 72.4
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	5,117,695	—	5,316,749	3.9	5,202,823	▲ 2.1	5,761,447	10.7
充当可能財源等(B)	—	13,304,075	—	13,071,329	▲ 1.7	12,492,579	▲ 4.4	10,551,016	▲ 15.5

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	▲ 389,569	—	▲ 192,724		270,783	皆増	▲ 492,153	皆減

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

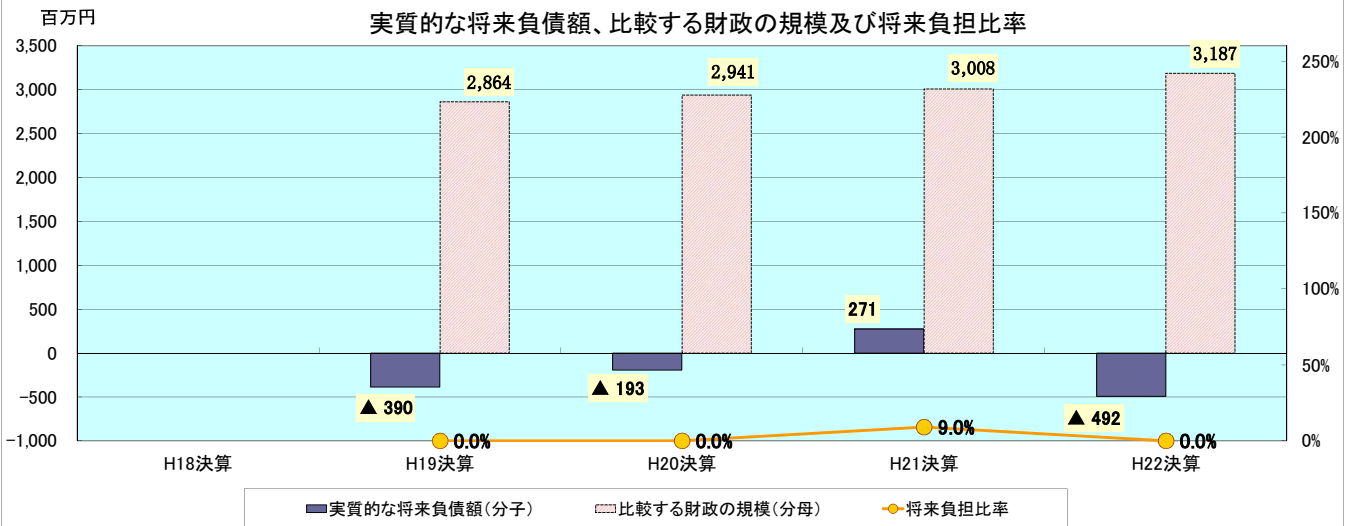
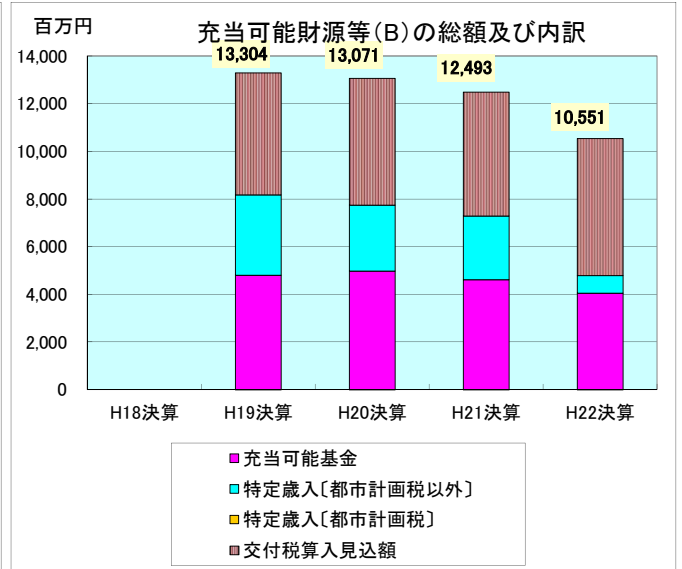
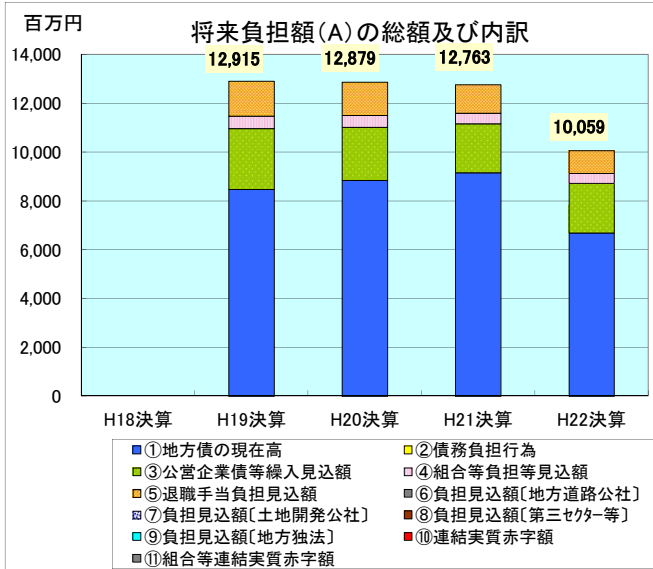
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,390,272	—	3,452,531	1.8	3,517,252	1.9	<b>3,674,156</b>	4.5
算入公債費等の額(D)	—	526,632	—	511,456	▲2.9	508,989	▲0.5	<b>486,805</b>	▲4.4

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>2,863,640</b>	—	<b>2,941,075</b>	2.7	<b>3,008,263</b>	2.3	<b>3,187,351</b>	6.0

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			1.5%	11.5%	3.9%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 13,289,623}{\text{標準財政規模(C)} \quad 5,670,345} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 13,764,005}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 687,956} \\
 = \\
 \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 474,382}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,982,389} \\
 = \\
 \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	7,332,608	—	7,049,246	▲ 3.9	6,841,540	▲ 2.9	6,737,427	▲ 1.5
②債務負担行為	—	46,442	—	46,442	0.0	0	皆減	0	
③公営企業債等繰入見込額	—	3,677,078	—	4,148,516	12.8	4,626,166	11.5	4,861,433	5.1
④組合等負担等見込額	—	1,034,727	—	901,474	▲ 12.9	760,587	▲ 15.6	669,052	▲ 12.0
⑤退職手当負担見込額	—	1,171,938	—	1,313,244	12.1	1,030,523	▲ 21.5	1,021,711	▲ 0.9
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
将来負担額(A)	—	13,262,793	—	13,458,922	1.5	13,258,816	▲ 1.5	13,289,623	0.2

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	3,183,400	—	3,145,392	▲ 1.2	3,419,264	8.7	3,966,785	16.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	1,169,449	—	1,088,832	▲ 6.9	1,004,668	▲ 7.7	908,409	▲ 9.6
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	8,837,699	—	8,677,228	▲ 1.8	8,642,891	▲ 0.4	8,888,811	2.8
充当可能財源等(B)	—	13,190,548	—	12,911,452	▲ 2.1	13,066,823	1.2	13,764,005	5.3

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	72,245	—	547,470	657.8	191,993	▲ 64.9	▲ 474,382	皆減

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

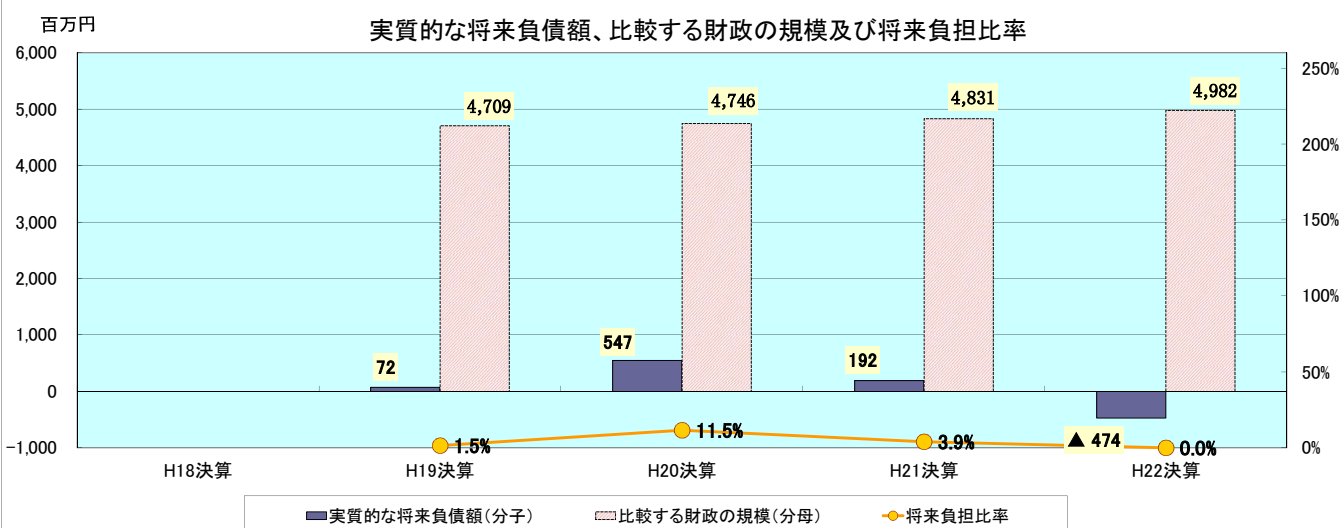
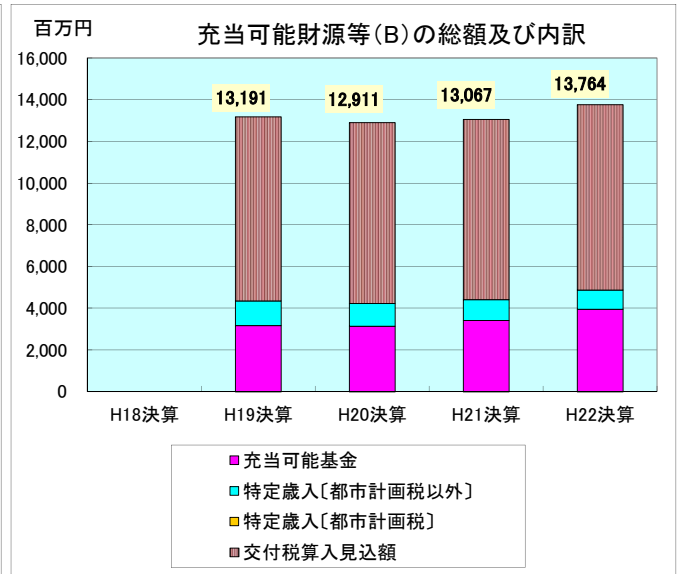
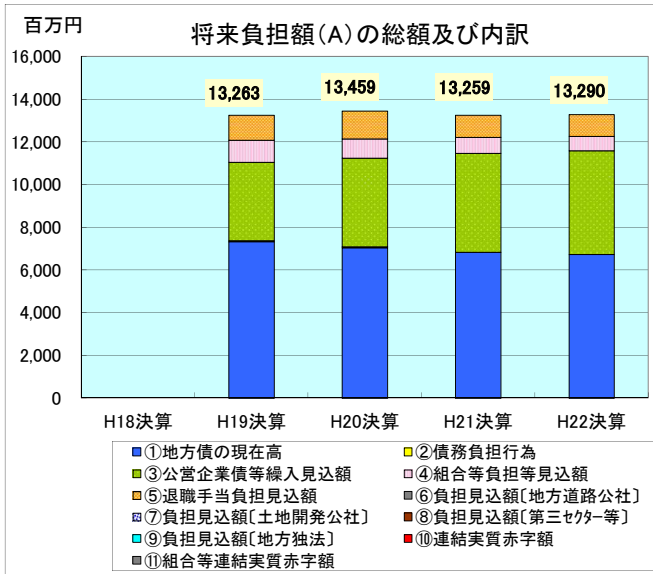
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	5,369,898	—	5,429,343	1.1	5,541,283	2.1	<b>5,670,345</b>	2.3
算入公債費等の額(D)	—	661,115	—	682,937	3.3	709,940	4.0	<b>687,956</b>	▲ 3.1

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>4,708,783</b>	—	<b>4,746,406</b>	0.8	<b>4,831,343</b>	1.8	<b>4,982,389</b>	3.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			28.6%	19.5%	19.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 13,229,881}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,050,502} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 13,191,038}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 767,520} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 38,843}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,282,982} = 0.7\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	5,351,738	-	5,244,033	▲2.0	5,386,654	2.7	5,706,431	5.9
②債務負担行為	-	0	-	0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	-	5,911,810	-	5,932,629	0.4	6,056,895	2.1	5,441,292	▲10.2
④組合等負担等見込額	-	959,191	-	861,215	▲10.2	752,567	▲12.6	663,114	▲11.9
⑤退職手当負担見込額	-	1,588,437	-	1,514,897	▲4.6	1,515,435	0.0	1,419,044	▲6.4
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	13,811,176	-	13,552,774	▲1.9	13,711,551	1.2	13,229,881	▲3.5

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	5,242,690	-	5,270,947	0.5	5,276,791	0.1	5,435,708	3.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	230,017	-	219,663	▲4.5	212,168	▲3.4	197,270	▲7.0
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	6,907,258	-	7,084,745	2.6	7,236,393	2.1	7,558,060	4.4
充当可能財源等(B)	-	12,379,965	-	12,575,355	1.6	12,725,352	1.2	13,191,038	3.7

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	1,431,211	-	977,419	▲31.7	986,199	0.9	38,843	▲96.1

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

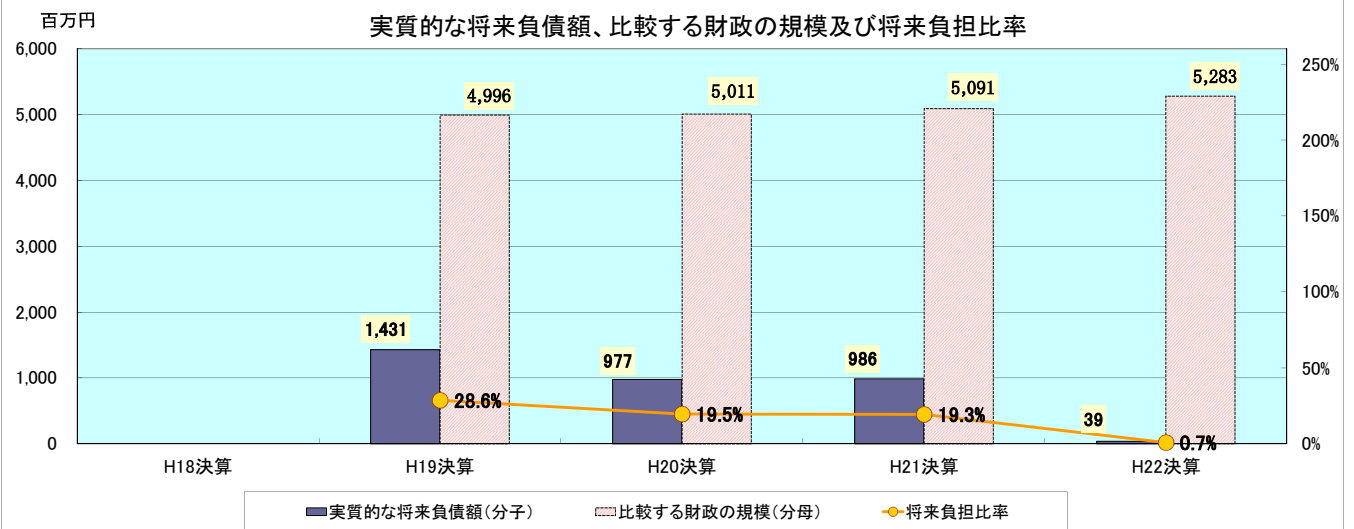
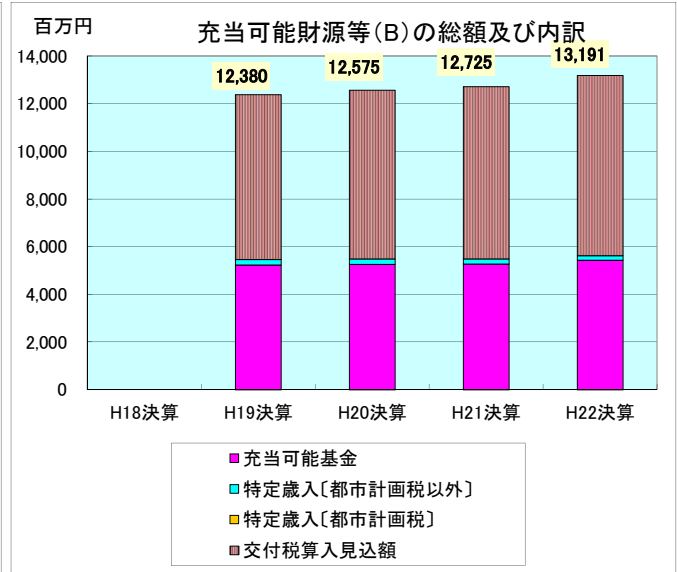
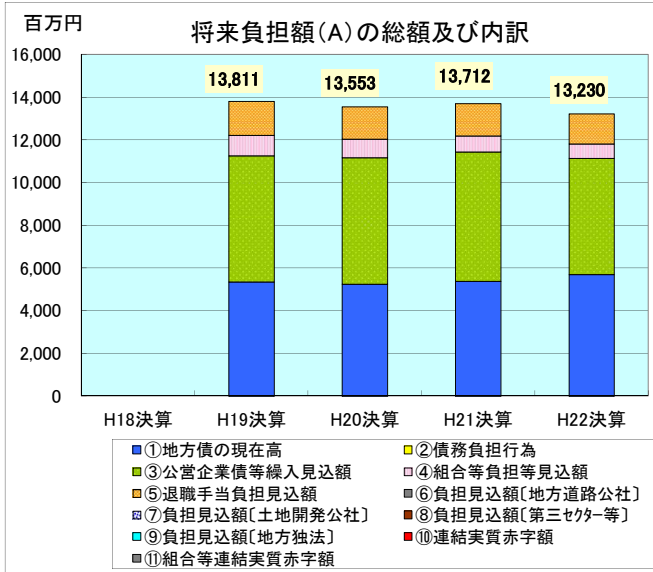
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	5,690,288	—	5,710,926	0.4	5,864,519	2.7	<b>6,050,502</b>	3.2
算入公債費等の額(D)	—	694,015	—	699,846	0.8	773,526	10.5	<b>767,520</b>	▲ 0.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>4,996,273</b>	—	<b>5,011,080</b>	0.3	<b>5,090,993</b>	1.6	<b>5,282,982</b>	3.8

○ 経年推移グラフ



○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		26.9%	13.3%	—	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 10,320,542}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,940,882} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 10,704,894}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 474,130} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 384,352}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,466,752} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	5,951,655	—	5,797,288	▲2.6	5,683,688	▲2.0	5,828,838	2.6
②債務負担行為	—	110,862	—	131,770	18.9	170,804	29.6	202,341	18.5
③公営企業債等繰入見込額	—	3,448,502	—	3,307,166	▲4.1	3,064,505	▲7.3	2,960,239	▲3.4
④組合等負担等見込額	—	783,833	—	677,040	▲13.6	562,350	▲16.9	484,753	▲13.8
⑤退職手当負担見込額	—	880,820	—	951,275	8.0	852,116	▲10.4	844,371	▲0.9
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	<b>—</b>	<b>11,175,672</b>	<b>—</b>	<b>10,864,539</b>	<b>▲2.8</b>	<b>10,333,463</b>	<b>▲4.9</b>	<b>10,320,542</b>	<b>▲0.1</b>

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	4,015,356	—	4,107,374	2.3	3,959,211	▲3.6	4,080,065	3.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	406,075	—	454,979	12.0	462,439	1.6	464,802	0.5
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		0	
交付税算入見込額	—	5,881,345	—	5,865,877	▲0.3	6,031,708	2.8	6,160,027	2.1
<b>充当可能財源等(B)</b>	<b>—</b>	<b>10,302,776</b>	<b>—</b>	<b>10,428,230</b>	<b>1.2</b>	<b>10,453,358</b>	<b>0.2</b>	<b>10,704,894</b>	<b>2.4</b>

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	872,896	—	436,309	▲50.0	▲119,895	皆減	▲384,352	

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

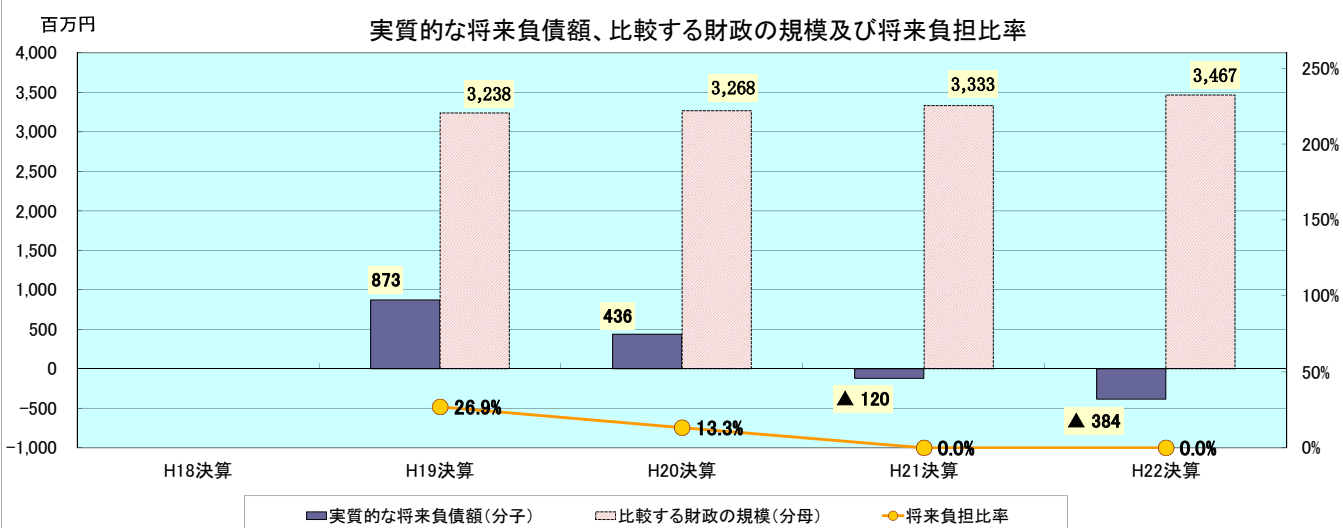
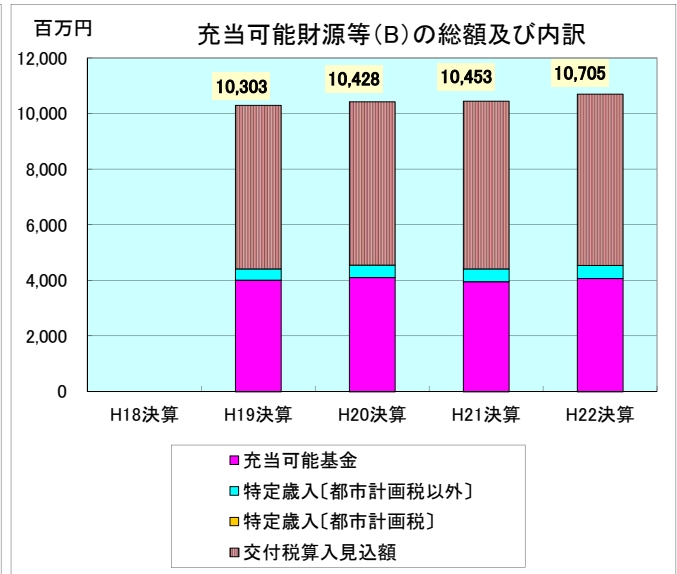
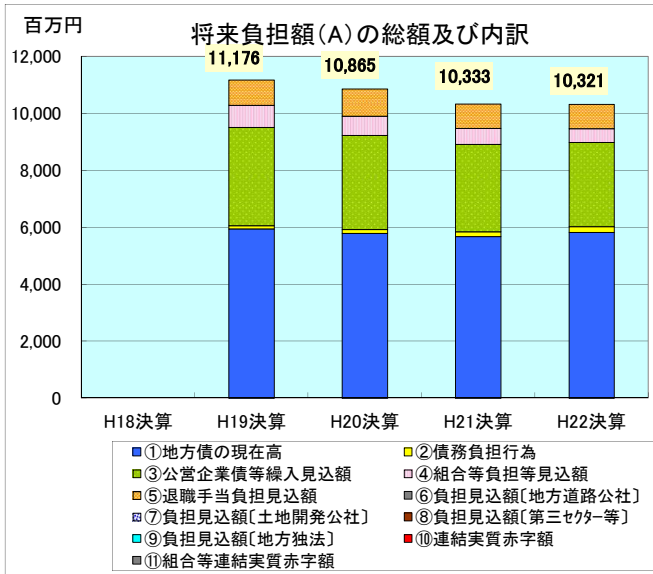
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,661,981	—	3,723,447	1.7	3,801,843	2.1	<b>3,940,882</b>	3.7
算入公債費等の額(D)	—	424,004	—	455,484	7.4	469,077	3.0	<b>474,130</b>	1.1

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>3,237,977</b>	—	<b>3,267,963</b>	0.9	<b>3,332,766</b>	2.0	<b>3,466,752</b>	4.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額



◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		163.9%	141.8%	121.8%	90.7%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} = 90.7\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳 (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	6,224,395	-	5,907,050	▲ 5.1	5,632,026	▲ 4.7	5,322,688	▲ 5.5
②債務負担行為	-	68,803	-	25,599	▲ 62.8	7,124	▲ 72.2	0	皆減
③公営企業債等繰入見込額	-	862,146	-	936,879	8.7	989,760	5.6	1,006,184	1.7
④組合等負担等見込額	-	868,359	-	800,405	▲ 7.8	719,473	▲ 10.1	637,192	▲ 11.4
⑤退職手当負担見込額	-	851,226	-	829,935	▲ 2.5	822,990	▲ 0.8	778,958	▲ 5.4
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
<b>将来負担額(A)</b>	-	<b>8,874,929</b>	-	<b>8,499,868</b>	▲ 4.2	<b>8,171,373</b>	▲ 3.9	<b>7,745,022</b>	▲ 5.2

○ 充当可能財源等(B) (単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,153,307	-	1,152,732	0.0	1,210,807	5.0	1,319,290	9.0
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	41,924	-	33,304	▲ 20.6	26,363	▲ 20.8	20,425	▲ 22.5
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	4,267,144	-	4,355,352	2.1	4,232,930	▲ 2.8	4,330,581	2.3
<b>充当可能財源等(B)</b>	-	<b>5,462,375</b>	-	<b>5,541,388</b>	1.4	<b>5,470,100</b>	▲ 1.3	<b>5,670,296</b>	3.7

◎ 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	3,412,554	-	2,958,480	▲ 13.3	2,701,273	▲ 8.7	2,074,726	▲ 23.2

◎ 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

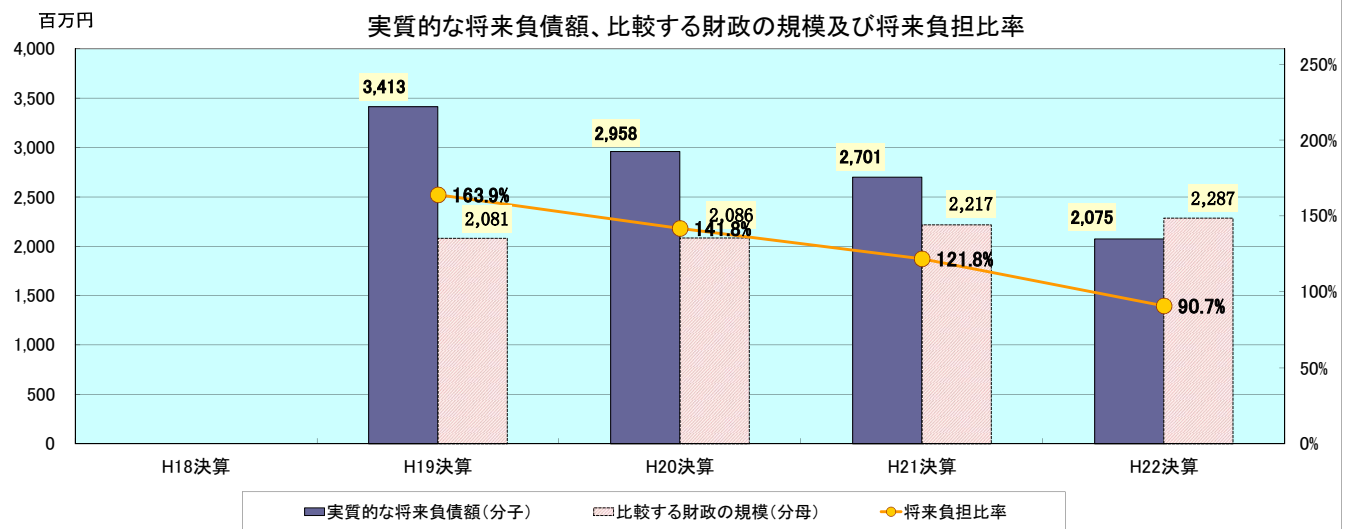
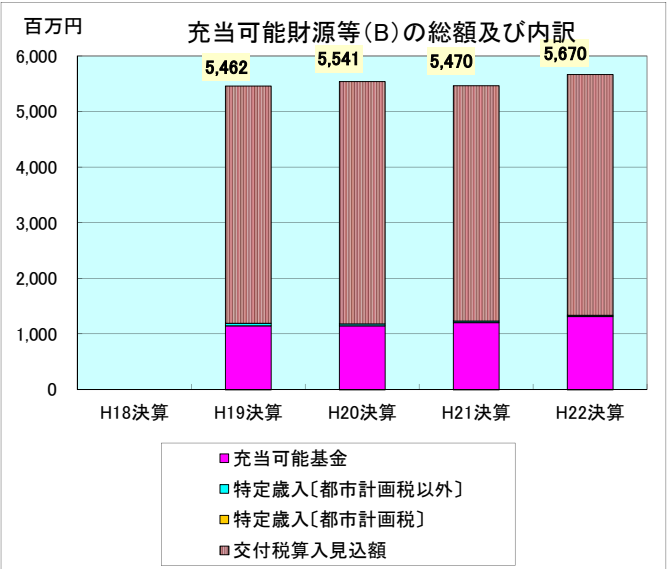
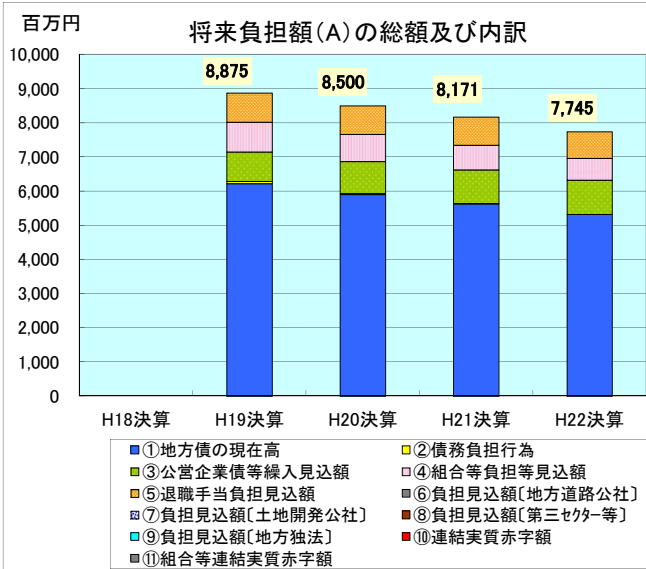
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	2,517,991	—	2,548,497	1.2	2,686,013	5.4	<b>2,767,141</b>	3.0
算入公債費等の額(D)	—	437,001	—	462,828	5.9	469,479	1.4	<b>480,410</b>	2.3

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>2,080,990</b>	—	<b>2,085,669</b>	0.2	<b>2,216,534</b>	6.3	<b>2,286,731</b>	3.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		36.2%	27.0%	29.0%	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{r}
 \text{平成22年度} \\ \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 11,577,930 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 11,762,442}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,472,846 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 596,354} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 184,512}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,876,492} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「—」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	—	6,716,097	—	6,272,557	▲ 6.6	6,035,467	▲ 3.8	<b>6,183,257</b>	2.4
②債務負担行為	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
③公営企業債等繰入見込額	—	3,879,254	—	3,773,528	▲ 2.7	4,135,038	9.6	<b>3,767,386</b>	▲ 8.9
④組合等負担等見込額	—	617,071	—	548,610	▲ 11.1	481,793	▲ 12.2	<b>415,526</b>	▲ 13.8
⑤退職手当負担見込額	—	1,210,397	—	1,268,123	4.8	1,305,093	2.9	<b>1,211,761</b>	▲ 7.2
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
⑨負担見込額(地方独法)	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
⑩連結実質赤字額	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
⑪組合等連結実質赤字額	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
将来負担額(A)	—	<b>12,422,819</b>	—	<b>11,862,818</b>	▲ 4.5	<b>11,957,391</b>	0.8	<b>11,577,930</b>	▲ 3.2

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	—	4,305,201	—	4,256,333	▲ 1.1	4,329,022	1.7	<b>4,862,307</b>	12.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	—	136,671	—	127,561	▲ 6.7	118,450	▲ 7.1	<b>488,631</b>	312.5
特定歳入〔都市計画税〕	—	0	—	0		0		<b>0</b>	
交付税算入見込額	—	6,685,537	—	6,505,906	▲ 2.7	6,435,864	▲ 1.1	<b>6,411,504</b>	▲ 0.4
充当可能財源等(B)	—	<b>11,127,409</b>	—	<b>10,889,800</b>	▲ 2.1	<b>10,883,336</b>	▲ 0.1	<b>11,762,442</b>	8.1

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	—	<b>1,295,410</b>	—	<b>973,018</b>	▲ 24.9	<b>1,074,055</b>	10.4	<b>▲ 184,512</b>	皆減

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

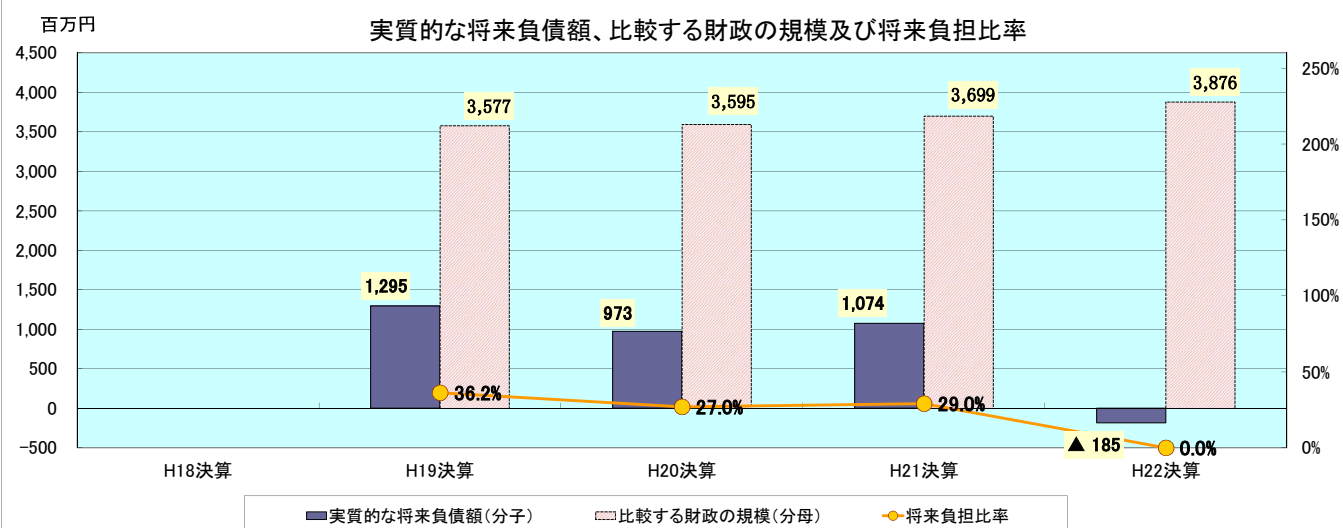
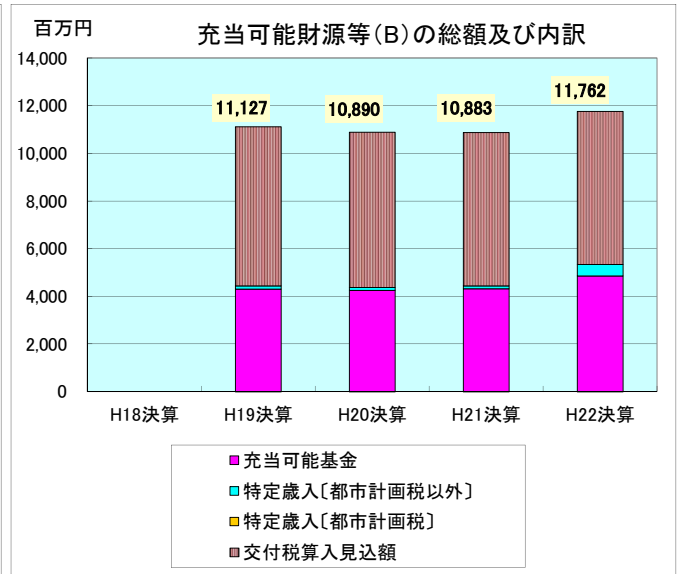
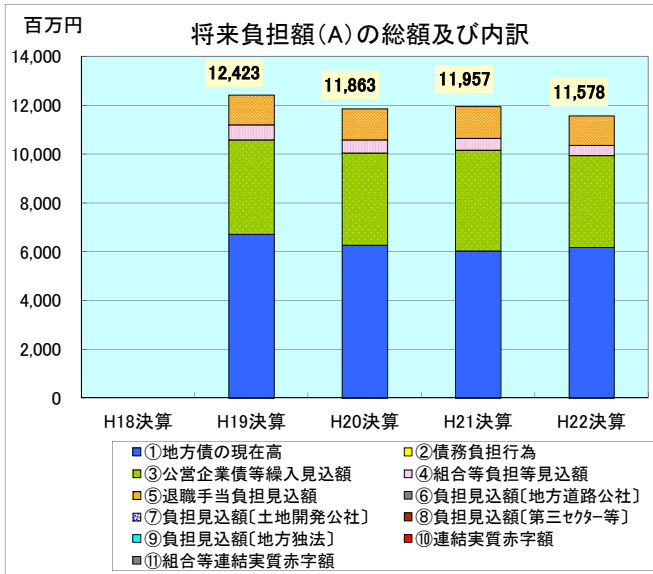
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	4,239,314	—	4,252,475	0.3	4,320,224	1.6	<b>4,472,846</b>	3.5
算入公債費等の額(D)	—	662,566	—	657,513	▲0.8	621,199	▲5.5	<b>596,354</b>	▲4.0

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>3,576,748</b>	—	<b>3,594,962</b>	0.5	<b>3,699,025</b>	2.9	<b>3,876,492</b>	4.8

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			60.4%	47.7%	37.0%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 6,109,386 - \text{充当可能財源等(B)} \quad 5,447,017}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,382,174 - \text{算入公債費等の額(D)} \quad 405,846} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 662,369}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,976,328} = 22.2\%
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

## ○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

## ○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	5,301,443	-	5,022,257	▲ 5.3	4,584,501	▲ 8.7	4,555,564	▲ 0.6
②債務負担行為	-	67,836	-	62,385	▲ 8.0	62,201	▲ 0.3	62,019	▲ 0.3
③公営企業債等繰入見込額	-	0	-	0		0		0	
④組合等負担等見込額	-	402,708	-	266,602	▲ 33.8	234,728	▲ 12.0	203,788	▲ 13.2
⑤退職手当負担見込額	-	1,370,934	-	1,336,949	▲ 2.5	1,314,563	▲ 1.7	1,288,015	▲ 2.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	7,142,921	-	6,688,193	▲ 6.4	6,195,993	▲ 7.4	6,109,386	▲ 1.4

## ○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	1,315,199	-	1,501,440	14.2	1,377,257	▲ 8.3	1,698,397	23.3
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	80,422	-	54,085	▲ 32.7	36,959	▲ 31.7	26,520	▲ 28.2
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	4,058,936	-	3,792,365	▲ 6.6	3,720,806	▲ 1.9	3,722,100	0.0
充当可能財源等(B)	-	5,454,557	-	5,347,890	▲ 2.0	5,135,022	▲ 4.0	5,447,017	6.1

## ◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	1,688,364	-	1,340,303	▲ 20.6	1,060,971	▲ 20.8	662,369	▲ 37.6

## ◎ 将来負担比率の状況と推移

## ○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について【計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」】

## ○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

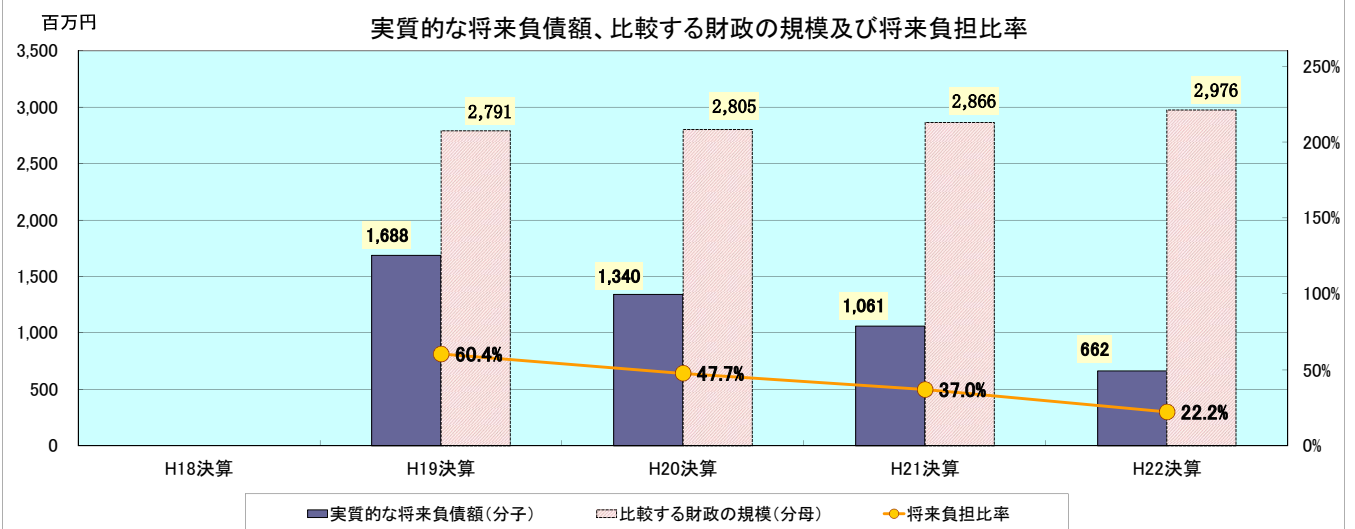
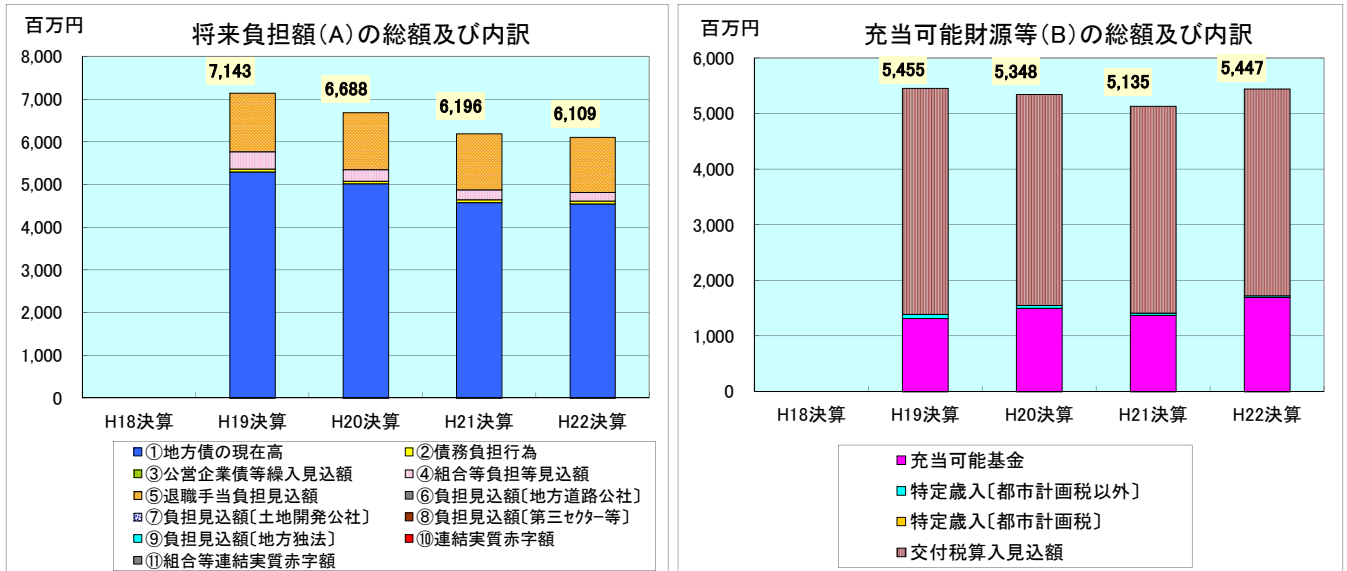
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	3,348,002	—	3,332,408	▲ 0.5	3,298,430	▲ 1.0	<b>3,382,174</b>	2.5
算入公債費等の額(D)	—	557,147	—	527,723	▲ 5.3	431,979	▲ 18.1	<b>405,846</b>	▲ 6.0

## ◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>2,790,855</b>	—	<b>2,804,685</b>	0.5	<b>2,866,451</b>	2.2	<b>2,976,328</b>	3.8

## ○ 経年推移グラフ



## ○ 用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		128.5%	130.7%	103.3%	78.3%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成22年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数第2位以下切捨て)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成22年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 33,113,488 \quad - \quad \text{充当可能財源等(B)} \quad 28,244,884}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,726,213 \quad - \quad \text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,515,401} \\
 = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 4,868,604}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,210,812} = 78.3\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

\* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 「将来負担額(A)」の内訳

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
①地方債の現在高	-	17,168,916	-	18,902,820	10.1	19,171,378	1.4	19,299,303	0.7
②債務負担行為	-	0	-	0		0		359,680	皆増
③公営企業債等繰入見込額	-	12,025,424	-	12,264,319	2.0	11,924,968	▲2.8	11,341,582	▲4.9
④組合等負担等見込額	-	1,419,774	-	1,256,788	▲11.5	1,114,459	▲11.3	983,944	▲11.7
⑤退職手当負担見込額	-	1,042,888	-	975,889	▲6.4	1,189,734	21.9	1,128,979	▲5.1
⑥負担見込額(地方道路公社)	-	0	-	0		0		0	
⑦負担見込額(土地開発公社)	-	0	-	0		0		0	
⑧負担見込額(第三セクター等)	-	0	-	0		0		0	
⑨負担見込額(地方独法)	-	0	-	0		0		0	
⑩連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
⑪組合等連結実質赤字額	-	0	-	0		0		0	
将来負担額(A)	-	31,657,002	-	33,399,816	5.5	33,400,539	0.0	33,113,488	▲0.9

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
充当可能基金	-	5,878,921	-	5,627,562	▲4.3	6,391,354	13.6	6,909,732	8.1
特定歳入〔都市計画税以外〕	-	454,941	-	1,063,931	133.9	1,135,380	6.7	1,276,802	12.5
特定歳入〔都市計画税〕	-	0	-	0		0		0	
交付税算入見込額	-	18,157,773	-	19,301,214	6.3	19,767,659	2.4	20,058,350	1.5
充当可能財源等(B)	-	24,491,635	-	25,992,707	6.1	27,294,393	5.0	28,244,884	3.5

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
実質的な将来負債額	-	7,165,367	-	7,407,109	3.4	6,106,146	▲17.6	4,868,604	▲20.3

◎ 将来負担比率の状況と推移

○ 比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

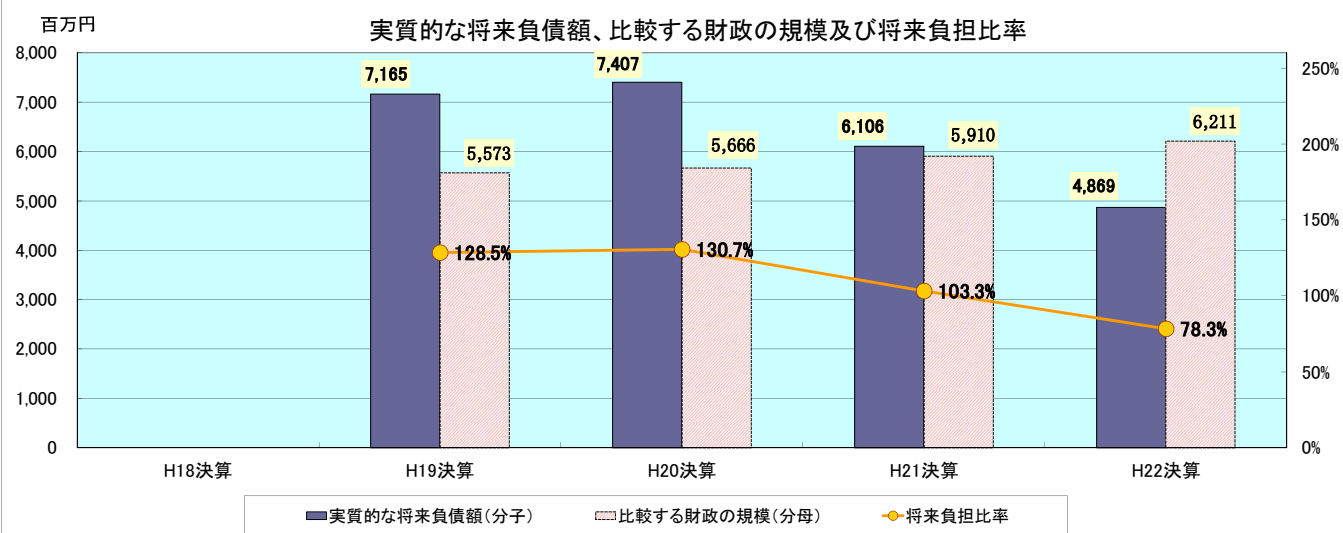
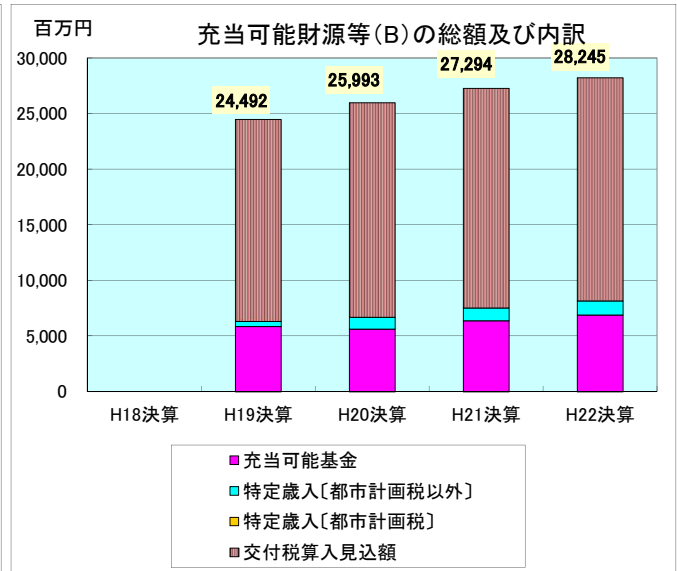
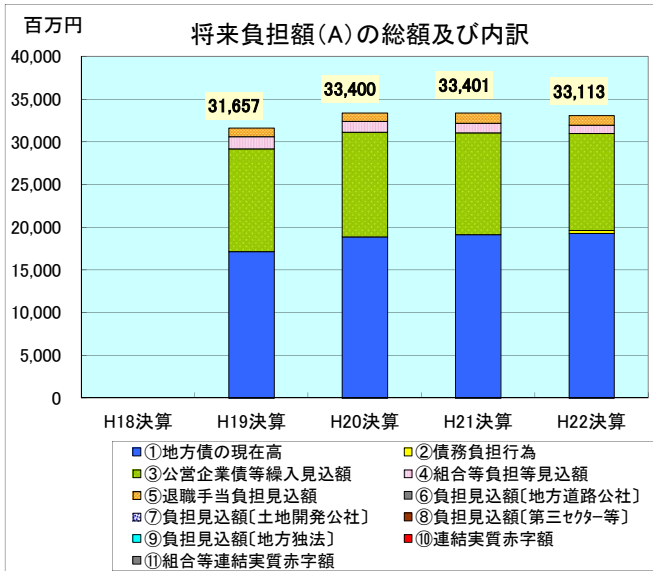
	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
標準財政規模(C)	—	6,976,946	—	7,163,007	2.7	7,407,119	3.4	<b>7,726,213</b>	4.3
算入公債費等の額(D)	—	1,403,747	—	1,496,598	6.6	1,496,979	0.0	<b>1,515,401</b>	1.2

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H18決算	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率
比較する財政の規模	—	<b>5,573,199</b>	—	<b>5,666,409</b>	1.7	<b>5,910,140</b>	4.3	<b>6,210,812</b>	5.1

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]  
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額